

行田市物品売買等一般競争入札（事後審査型）試行要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、市が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ並びに印刷の請負並びに建築物の管理に関する業務その他の役務の提供に係る業務の委託（以下「物品売買等」という。）に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型」（電子入札システムにおいては「ダイレクト入札」）という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（入札の対象）

第2条 事後審査型入札の対象とする物品売買等は、市長が指定するものとする。

（参加資格）

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 行田市契約規則（昭和51年規則第22号。以下「規則」という。）第12条の規定により市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 行田市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成20年規則第36号）第3条第1項に規定する資格者名簿に物品売買等に対応する業種で登録されていること。
- (5) 公告日から入札日までの期間に、行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年告示第54号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 他の入札に参加しようとする者との間に、行田市競争入札参加者の心得（平

成 2 2 年 3 月 3 1 日市長決裁) 第 3 条の 2 に規定する基準に該当する資本関係
又は人的関係がない者であること。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項
に係る参加資格を定めることができるものとする。

(1) 物品売買等（建築物の管理に関する業務に限る。）に対応する業種の発注標
準額の格付区分

(2) 一定の基準を満たす同種又は類似の物品売買等の履行実績

(3) その他必要と認める事項

(入札の公告)

第 4 条 入札の公告（以下「公告」という。）は、規則第 1 3 条及び第 1 4 条の規
定に基づき、行田市物品売買等一般競争入札（事後審査型）公告（様式第 1 号）
を市役所前及び南河原支所前の掲示場に掲示し、並びに電子入札システム及び市
ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(設計図書等)

第 5 条 別冊の図面、仕様書又は質問回答書（以下「設計図書等」という。）は、
電子入札システム又は市ホームページにおいて、事後審査型入札に参加を希望す
る者（以下「参加希望者」という。）に閲覧させるものとする。

(現場説明)

第 6 条 現場説明は、原則として開催しないものとする。ただし、市長が必要と認
めるときは、この限りでない。

(質疑の受付及び回答)

第 7 条 参加希望者は、設計図書等に関する疑義がある場合は、公告において指定
する方法により質疑することができる。

2 質疑に対する回答は、公告において指定する方法により行うものとする。

(入札参加)

第 8 条 参加希望者は、あらかじめ定める期限までに、公告において指定する書類
を提出しなければならない。

2 競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される
競争参加資格確認申請書受付票の発行を受けた者は、入札に参加することができ

る。

(入札保証金)

第9条 入札保証金は、規則第16条第3項の規定により免除する。

(入札金額見積内訳書等)

第10条 市長は、必要があるときは、入札時に参加希望者から入札金額見積内訳書等の提出を求めるものとする。

(入札の執行)

第11条 入札に参加する者の数が1者であるときは、入札を執行しないものとする。

2 施行令第167条の8第3項の規定による再度入札は、1回までとする。

(不調時の取扱い)

第12条 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者（以下「落札候補者」という。）がない場合は、日時を改めて公告をし、一般競争入札に付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札に付することができないときは、随意契約とすることができる。この場合において、当該随意契約は、第8条第2項の規定により入札に参加することができる者のうち希望するものにその旨を通知して行うものとする。

(入札の辞退)

第13条 入札の辞退の手続は、行田市公共工事等電子入札運用基準（平成18年9月22日市長決裁）によるものとする。

(入札の無効)

第14条 規則第21条各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争参加資格確認申請書を提出しない者がした入札
- (2) 参加資格の確認のため市長が行う指示に従わない当該落札候補者がした入札
- (3) 虚偽の競争参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札決定の保留等)

第15条 市長は、落札候補者があるときは、落札候補者の参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

2 同額の入札を行った落札候補者がいる場合は、くじにより落札候補者の順序を決定する。

(参加資格に係る確認書類の提出)

第16条 市長は、落札候補者のうち最低価格をもって入札を行ったもの（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、開札後速やかにファクシミリ、電話又は電子メールにより参加資格に係る確認書類の提出を求めるものとする。

2 第一順位の落札候補者は、前項の規定により参加資格に係る確認書類の提出を求められたときは、一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第2号）及び一般競争入札参加資格等確認資料（様式第3号。以下「確認資料」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 前項の場合において、規則第5条第3号の規定に基づき、契約保証金の納付の免除を希望する者は、当該契約書の写し、完成検査結果通知等履行を証明する書類の写しを確認資料に添付しなければならない。

4 第一順位の落札候補者は、第1項の規定による提出を求められた日の翌日から起算して原則として3日（行田市の休日を定める条例（平成元年条例第28号）第2条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、前2項に規定する書類を電子メール、郵送、信書便又は持参により提出しなければならないものとする。

(参加資格の審査及び落札者の決定)

第17条 市長は、前条の規定により参加資格の審査に要する書類が提出されたときは、第一順位の落札候補者が参加資格を満たしているか否かの審査を行うものとする。

2 参加資格の審査は、前条第4項に規定する書類の提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行うものとする。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。

3 参加資格の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により行うもの

とする。

4 市長は、第1項の審査の結果、参加資格を有することが確認された落札候補者を落札者として決定し、一般競争入札参加資格等確認結果通知書（様式第4号）及び電子入札システムにより当該落札候補者に通知するものとする。

5 市長は、第1項の審査の結果、落札候補者が参加資格を満たさないことを確認したときは、その理由を付して一般競争入札参加資格等確認結果通知書（様式第5号）により当該落札候補者に通知するものとする。

6 市長は、前項の規定による通知をしたときは、当該第一順位の落札候補者の次に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について審査を行うものとし、以後参加資格を有する落札候補者が確認できるまで入札価格の低い順に参加資格の審査を行うものとする。

7 前条各項及び第1項から前項までの規定は、前項の規定による参加資格の審査を行う場合について準用する。

8 落札者の決定までに落札候補者が参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は、参加資格を満たさない者とする。

（参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第18条 前条第5項の規定による通知を受けた落札候補者は、参加資格を満たさないとされたことについて不服があるときは、市長に対しその説明を求めることができる。

（契約保証金）

第19条 契約保証金の納付及び免除については、規則第4条及び第5条の規定によるものとする。

2 契約保証金は、契約上の義務が履行された後、市が指定する請求書に基づき、これを還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第2項の規定により還付しないものとする。

（その他）

第20条 この要綱に定めのない事項については、行田市契約規則、行田市公共工

事等電子入札運用基準等競争入札に関する諸規程の例によるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。